

康曆二年六月二日

〔新波義將〕  
左衛門佐 在判

眞下勘解由左衛門尉殿

(倉月庄は今の石川郡・河北郡に跨れども、松寺村は後者に屬す。赤濱村の名は現に失せたるが亦同郡なり。)

八月三日。幕府、武藏金澤稱名寺が刑部少輔長康の所領と交換したる同寺領能美郡輕海郷を安堵せしむ。

【稱名寺文書】 武藏

六一七

金澤稱名寺領加賀國輕海郷、与刑部少輔長康所領上總國金田保内高柳郷・同國佐貫郷内百貫文下地〔坪付〕在之相博事、相互證文等分明之上者、不及異儀、領掌不可有相違之狀、依仰執達如件。

康曆二年八月三日

〔新波義將〕  
左衛門佐 在判

金澤稱名寺長老

(永徳元年八月三日の條参照。)

十月二十日。鳳至郡總持寺門下の僧衆、その開山忌并びに二代忌出仕に就きて連署狀を作る。

【總持寺文書】 鳳至郡

六一八

定置 總持寺門下僧衆可存知事

右年々開山忌并二代忌、無懈怠可有出仕。若於違犯之輩者、可令擯出門徒中、子々孫々永可守此法者也。仍爲後證連署狀如件。

康曆貳年十月廿日

位次不同

祖有維那 在判

(外十人略)

前物持良秀〔實將〕 在判

前物持宗令〔大藏〕 在判

前物持祖環〔無端〕

當住寂靈〔通幻〕 在判

十一月十一日。光景、鳳至郡總持寺に、その寺領聖天供田を交付す。

【總持寺文書】 鳳至郡  
惣持寺々領聖天供田事

六一九

合百刈 〔坪付在〕  
本文書

右寺領、依本文書無子細度申處實也。依爲後日狀如件。

康曆貳年霜月十一日

光景 在判

天授七年

辛酉  
二月十日

弘和元年

改元  
京都

永徳元年

改元  
二月廿四日

紀元二〇四一

七月十二日。彌郡時具、その女房に、鳳至郡大澤村の内の田地を讓る。

【筒井文書】 鳳至郡

六一〇

ゆづりわたす、大さわ五ぶん二かたのうち、ふたまたのみやう、おなじくたしろ四十九ほんよ百かり、かきうち百かりの事

右かのところは、時もとが所りやうなり。さきだてに〔若〕

弘和元年(永徳元年)

〔正丸〕  
くさまるに、わがあとをゆづり候所のうちをわけて、ねうばうにまいらせ候。くにもそう〔七カ〕なくて、さとかたへいて候。いさゝかの事も候はゞ、にやくまさおやこの思にて、所りやうをもちぎやうあるべく候。よてゆづりじやうくだんのごとし。

ゑいとくぐわんねん七月十二日

さへものせう時具 在判

(永和五年正月十一日の條参照。)

八月三日。足利義滿、武藏金澤稱名寺が刑部少輔長康の所領と交換したる同寺領能美郡輕海郷を安堵せしむ。

【稱名寺文書】 武藏

六一一

金澤稱名寺領加賀國輕海郷、与刑部少輔長康所領上總國金田保内高柳郷・同國佐貫郷内百貫文下地〔坪付〕在之相博事、相互證文分明之上者、領掌不可有相違之狀如件。

永徳元年八月三日

〔足利義滿〕  
在判

當寺長老